

[各国にみる労働施策の概要と最近の動向(アメリカ・イギリス)]

(注2) 全国技能機関委員会機構(National Skill Standards Board Institute : NSSBI)は、会員制財団(membership foundation)、非営利の団体で、日本の公益法人に相当する。

現在、同機構を構成している組織には、関係産業団体、関係職業団体、職業訓練プロバイダーなどがあり、同機構のスポンサーになっている。

(注3) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)は、1955年にAFLとCIOが合併し発足。アメリカにおける唯一の労働組合の全国中央組織(ナショナルセンター)。組合員数は、1,300万人。1995年にスウィニー現会長が就任。

(注4) 勝利のための変革連合("Change to win" coalition /CWC)は、2005年6月にAFL-CIO傘下の5つの産業別労働組合(下記①～⑤)により結成。その後、2つの産業別労働組合(下記⑥～⑦)が合流。その後、名称をCTW(Change to Win)と変更しているが、本稿では結成当初の名称であるCWCに表記を統一した。

なお、傘下の組合で国際労働者組合のみ、AFL-CIOにも加盟している(2006年1月現在)。

① 食品・商業労働組合(United Food and Commercial Workers/UFCW)
組合員数 140万人 ハンセン会長

② サービス業被用者国際労働組合(Service Employees International Union/SEIU)
組合員数 180万人 スターン会長

③ 国際トラック運転手労働組合
(International brotherhood of Teamstar)
組合員数 140万人 ホッファ会長

④ 国際労働者組合(Laborer's International Union)
組合員数 80万人 オスリバン会長

⑤ 国際ホテル・レストラン労働組合(UNITED HERE)
組合員数 45万人 レイノア会長

⑥ 大工・指物師合同友愛会(United brotherhood of Carpenters and Joiners of America/UCA)
組合員数 52万人 マカロン会長

⑦ 農場労働者組合(United Farm Workers of America)
組合員数 2.7万人 ロドリゲス会長

イギリス

1 経済及び雇用・失業等の動向

イギリスの2004年の実質GDP成長率は3.1%と、前年に引き続き堅調な伸びを示した。国内消費も堅調であり、欧州全体の経済の回復とともに拡大傾向が顕著になっている。

雇用情勢を見ると、2004年の失業率は4.8%となった。4%台となったのは、1975年の4.2%以来の30年ぶりで、極めて低い水準で推移している。就業者数は2,838万2,000人と引き続き増加傾向にあり、過去最高と言

われる高水準を維持している。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

名目賃金上昇率は2004年には4.4%と2003年よりも1.1ポイント上昇し、2005年に入っても着実に上昇を続けている。また、消費者物価上昇率は1.4%と、2004年を通じて安定的に推移している。

2004年のフルタイム雇用者の週当たり実労働時間

〈表2-11〉 イギリスの賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)

年 月	2001	2002	2003	2004	2005				
					1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
賃金上昇率(名目)	4.4	3.6	3.3	4.4	5.2	4.2	3.8	4.4	4.6
賃金上昇率(実質)	3.2	2.3	1.9	4.3	4.8	4.4	3.8	4.2	4.5
消費者物価上昇率	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4	1.7

資料出所 国家統計局 "Labour Market Trends"、国家統計局ホームページ

(注) 賃金はボーナスを含む平均収入である。

〈表2-12〉 イギリスの週当たり実労働時間の推移

(時間)

年	計	製造業		サービス業
		2001	2002	
2001	39.8(1.9)		41.4(2.9)	39.0(1.4)
2002	39.8(1.9)		41.3(2.9)	39.1(1.5)
2003	39.6(1.8)		41.0(2.6)	39.0(1.4)
2004	39.6(1.5)		41.0(2.5)	39.0(1.3)

資料出所 国家統計局 "New Earnings Survey"

(注1) 調査はフルタイム雇用者を対象としている。

(注2) カッコ内の数値は所定外労働時間で内数である。

(注3) 4月時点の数値である。

〈表2-10〉 イギリスの実質GDP成長率と雇用・失業の動向

年 月	(%, 千人)									
	2002	2003	2004	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	
実質GDP成長率	1.8	2.2	3.1	2.2	1.8	1.8	2.4	2.5	2.7	
労働力人口	29,399	29,643	29,835	29,830	29,844	29,857	29,995	30,071	30,148	
就業者数	27,866	28,167	28,409	28,398	28,410	28,465	28,577	28,663	28,675	
うちパートタイム	7,064	7,288	7,385	7,423	7,351	7,358	7,322	7,276	7,325	
パートタイム比率	27.0	26.6	25.6	26.8	25.7	25.1	24.3	24.1	24.0	
雇用者数	24,325	24,457	24,556	24,574	24,488	24,660	24,712	24,806	24,841	
失業者数	1,533	1,476	1,426	1,419	1,446	1,392	1,418	1,408	1,434	
失業率	5.2	5.0	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	

資料出所 実質GDP成長率は国家統計局ホームページ、他は同 "Labour Market Trends"

(注1) 実質GDP成長率は、前年比または前年同期比。

(注2) 労働力人口、就業者数、雇用者数及び失業者数の年次数値は3～5月期の数値で季節調整値。四半期数値は四半期の平均値で季節調整値である。

(注3) 就業者数には、16歳以上で、雇用者、自営業者、無給の家族労働者、政府支援の教育訓練受講者が含まれる。

(注4) 失業者の定義はILO定義。

は39.6時間と、2003年から横這いである。うち所定外労働時間は、1.5時間と2003年より若干減少した。業種別に見ても、製造業では41.0時間、サービス業で39.0時間と、実労働時間は前年と変化していない。

安全衛生執行局「健康安全統計ハイライト2003/04」(“Health and Safety Statistics Highlights 2003/04”)によると、2003年度(2003年4月～2004年3月)の労働者死亡災害発生件数は235件となり、前年度227件から8件増加した。内訳は、被用者168件(前年度比15件減)、自営業者67件(前年度比23件増)となっている。また、2003年度の労働者10万人当たりの死亡災害発生率は0.79と前年度比0.02ポイント減となっている。内訳は、被用者0.66(前年度比0.06ポイント減)、自営業者1.79(前年度比0.47ポイント増)である。

3 労働施策の概要

(1) 雇用・失業対策

a ニューディール(New Deal)政策

ニューディール政策は、現労働党政権による「福祉から就労へ(Welfare to Work)」施策の柱であり、職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策である。一部の先行地域における導入期間を経て1998年4月から全国的に実施されている。若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施されている。

b 若年者雇用対策

(a) 若年者向けニューディール(New Deal for Young People) (詳細は特集記事参照)

対象者は、18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給している全ての者である。強制参加であり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格を失う。参加者には、プログラム全体を通して参加者を支援する担当者(パーソナル・アドバイザー)がつけられ、以下のいずれかの段階で就職することを目指す。

ア ゲイトウェイ期間(Gateway)

パーソナル・アドバイザーとの面接を通じて、就職を

阻害している原因を特定し、職業能力を判定しながら、就職に向けて集中的なカウンセリング、ガイダンス、求職活動支援等を行う(最長6か月間)。

イ オプション期間(Option)

ゲイトウェイ期間中に就職できなかった者は、パーソナル・アドバイザーと合意の上、以下のような訓練や就労体験プログラムに参加することが義務づけられる。

- (ア) 協力企業での就労(6か月間。週1日の訓練を含む。企業への賃金助成及び訓練費用助成あり)又は起業のための支援を受ける。
- (イ) フルタイムの教育・訓練機会の提供(最長12か月間)。
- (ウ) 公的環境保全事業での就労と訓練(6か月間。週1日の訓練を含む。求職者給付と同等の手当支給)。
- (エ) 地域の各種ボランティア活動での就労と訓練(6か月間。週1日の訓練を含む。求職者給付と同等の手当支給)。

ウ フォロー・スルー期間(Follow Through)

上記オプション期間終了時においてもまだ就職できない者は、さらに26週間は助言及び求職活動に関する支援を受けることができる。

エ 実 績

41万4,200人が1999年から2003年3月の間にこのプログラムで就職した。

c 長期失業対策

(a) 成人向けニューディール(New Deal for Adults over 25 Years)

ア 対象者

25歳以上の失業者で、求職者給付を18か月以上受給している者を対象とする。強制参加である。

イ 施策内容

第一段階「ゲイトウェイ」：最長4か月のゲイトウェイ期間において、就職を目指した助言及び支援を受ける。

第二段階「インтенシブ・アクティビティー(Intensive Activity Period ; IAP)」：個々の参加者の需要に合